

明海大学不動産学部

不動産の不思議

学生たちの視点と発見

第330回

この建物を見つけた（写真）。

初めは、壁面がそろっている、隣棟間隔がない、窓や手すりに共通点がある、鐵骨造で陸屋根であることが、1棟の建物に見えた。しかし、よく見ると別の建物だった。広いとはいえない敷地を有効利用するため、隣棟間隔を極限まで少なくしたようだ。

民法234条は、建築物は隣地境界線から50センチ離すよう規定する。一

JR総武線平井駅前には中高層マンションや飲食店が立ち並んで人通りが多い。駅から少し離れた住宅街を調査したが、顕著な水害対策は見当たらなかった。そんな住宅街で、

ストック活用の工夫

修繕費抑え、手法組み合わせ

方、建築基準法は47条、54条で壁面の位置を規定するが、適用地域が定められている。地区計画や風致地区

在力だ。中央の建物は1階の階高が高い。高さに余裕を感じ、道路を歩いていると圧迫感がない。天井高が

高い上に大きな欄間から採光があり、室内が明るく開放感がある。セ

構法に具体的な水害対策があるのか興味を持つた。

小池 恽

不動産学部4年



条件に2カ月のフリーレントにする建物の外壁が修繕できない。仲良しく並ぶ2棟の共通の課題だ。

2棟で異なる点は、有効活用の潜

ることができる。

修（中央）、更新（右）している。修繕費用を抑えながら街の景観を損なわない努力に、活用手法を組み合わせることを提案したい。

【教員のコメント】

借地借家法は借主を弱者として権利を保護する半面、原状回復の費用負担など経済的な無駄を肯定する。それが借家人の投資を妨げてストック活用を阻害し、空室に帰着する。意欲に富む借家人の投資を社会的に継承する仕組みが求められる。



1棟に見えるほど隣棟間隔を少なくした